

## 多機能化施設及び売店の設置に係る目的外使用料について

## 1 対象面積

区分	多機能化施設	売店	合計
1階	1,452.25 m <sup>2</sup>	58.04 m <sup>2</sup>	1,510.29 m <sup>2</sup>
2階	1,030.00 m <sup>2</sup>	93.46 m <sup>2</sup>	1,123.46 m <sup>2</sup>
3階	0 m <sup>2</sup>	343.67 m <sup>2</sup>	343.67 m <sup>2</sup>
4階	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
5階	0 m <sup>2</sup>	74.78 m <sup>2</sup>	74.78 m <sup>2</sup>
6階	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
7階	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
合計	2,482.25 m <sup>2</sup>	569.95 m <sup>2</sup>	3,052.20 m <sup>2</sup>

※ 数値は公募時点の内容であり、設計の変更等により変動する場合があります。

## 2 使用料（試算）

1億400万円（年額）

※ 1の面積を基にした公募時点での概算額であり、実際の使用料の額は、選定された指定管理者からの目的外使用許可申請に対する許可書において示します。

## 3 備考

## (1) 多機能化施設等の工事に係る使用料の取扱いについて

指定管理開始日（R5.12.28）以降は、多機能化施設等の工事についても公共施設の目的外使用となるため、市へ使用料を納付していただくこととなります。

## (2) 固定資産税評価額の評価替えに伴う使用料の額の改定について

- ・ 使用料については、3年に1回の固定資産税評価額の評価替えに伴い、金額の改定を行います。
- ・ 金額に増減があった場合も、納付下限額の変更は行わず、自主事業収入から納付いただく額と調整することとなります。
- ・ 使用料の額の改定のイメージは以下のとおりです。

